



# 第6章

## 市民と行政の気持ちの共有による自立したまち



### 施策1 市民と行政の協働の仕組みづくり… 116

- (1) 協働のまちづくりの推進
- (2) 市政・行政情報の公開
- (3) 市民参画の機会確保

### 施策2 安定した地域社会の仕組みづくり… 118

- (1) 地域活動の促進
- (2) コミュニティ施設の機能強化

### 施策3 安定的な自治体経営…………… 120

#### 【計画的な行政の推進】

- (1) 行政運営の改善
- (2) 組織機構の充実
- (3) 事務処理の改善
- (4) 分権自治への対応

#### 【健全な財政運営】

- (1) 財源の確保
- (2) 財政運営の効率化

### 施策4 広域との連携…………… 124

- (1) 広域行政の推進

## 第 6 章

## 市民と行政の気持ちの共有による自立したまち

## 施策 1 市民と行政の協働の仕組みづくり

## 現況と課題

本市では、市民が住みよい豊かな地域社会を形成するため、市民と市がともにまちづくりを進める指針として、平成22年3月に協働のまちづくり条例を制定しました。今後は、この条例に則り、市民が住みよいまちづくりに向けた取り組みが求められています。

## 基本方針

協働のまちづくりを推進するために、各種行政情報や市民活動に関する多様な情報を公開、提供し、市民と行政が情報を共有化するとともに、より多くの市民参画の機会、まちづくり活動の機会の確保とその支援に努めます。



実績値（平成21年度）、目標値（平成27年度）

## 指標



## 市ホームページ（トップページ）へのアクセス件数

実績値 293,129件 ▶ 目標値 350,000件

## 公募委員を登用した審議会等の数

実績値 4件 ▶ 目標値 19件

## 施策の展開

## (1) 協働のまちづくりの推進

| No. | 主な取組        | 取組の内容                                                                   |
|-----|-------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 協働のまちづくりの推進 | 市民参画により策定を進めている協働のまちづくり推進計画に基づき、市民相互及び市民と行政の連携・協力をもって、協働によるまちづくりを推進します。 |

## (2) 市政・行政情報の公開

| No. | 主な取組            | 取組の内容                                                                           |
|-----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 市民意向に応じた情報公開の推進 | 市民意向に応じた情報公開を推進するために、重要度に即した適切な情報分類や、その分類毎の情報管理を徹底するとともに、適正な情報公開に努めます。          |
| 2   | わかりやすい情報の提供     | 市民に役立つ行政情報など多様な情報を迅速に提供できるよう、市広報紙・市ホームページの充実に努めます。また、市や市民相互の交流の促進が図れるよう充実に努めます。 |

## (3) 市民参画の機会確保

| No. | 主な取組           | 取組の内容                                                                                                          |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 多様な市民参加手法の導入   | 市民と行政の懇談の場、市政への意見・提案、各計画づくりにおけるパブリックコメント <sup>1)</sup> 、市民アンケート調査などの実施により、市民の意識を幅広く収集・把握し市政への参画が取り入れられるよう努めます。 |
| 2   | 審議会や委員会での市民参加  | 各種の審議会や委員会について、幅広い層から住民参加を得るよう委員の公募や女性委員の登用を図ります。                                                              |
| 3   | ふるさと応援寄附金制度の推進 | 市のまちづくりを応援する個人及び団体から受け入れる、富里市ふるさと応援寄附金 <sup>2)</sup> を財源として、寄附者の市に対する思いを具体化することで、富里のふるさとづくりを推進します。             |

1) パブリックコメント：市の施策や基本的な計画などを策定する過程で、これらの案の趣旨、内容等を市民に公表して、いただいた意見を考慮し決定する一連の手続き。

2) ふるさと応援寄附金：富里市のまちづくりを応援する個人及び団体からの寄附金。寄附者が思う用途について寄附金を活用し、富里のふるさとづくりを推進する。

## 施策 2

## 安定した地域社会の仕組みづくり

## 現況と課題

今後10年以降に本格化する人口減少や高齢社会においては、市民がともに支えあう地域社会づくりが重要と考えられますが、地域社会の根源である区・自治会等の加入率が近年減少傾向にあります。今後の人口構造変化に対応するために、安定した地域社会の仕組みを整える必要があります。

本市では、区・自治会等を基本的な単位組織として、コミュニティ施策を進めています。今後も地域活動の推進に向けた取り組みが必要です。

## 基本方針

市民の暮らしを支える安定した地域社会を形成するために、地域活動の促進を図るとともに、活動の場としてのコミュニティ施設の機能強化に努め、連帯感のある地域社会づくりを目指します。また、富里市区長会と共に区・自治会等への加入を促進するとともに、コミュニティリーダー<sup>1)</sup>の育成や市民の自治意識を高めます。



1) コミュニティリーダー：地域での担い手のこと。

実績値（平成21年度）、目標値（平成27年度）

## 指標



## 区・自治会等に参加している割合

実績値

60%



目標値

61%

## 市民活動団体数の増加率（団体の把握後の増加率）

実績値

—



目標値

10%

## 施策の展開

## (1) 地域活動の促進

| No. | 主な取組       | 取組の内容                                                                             |
|-----|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 区・自治会等の活性化 | 富里市区長会と共に自治意識の高揚や加入促進を図ります。また、自主的・主体的な活動を促進するために情報や活動場所の提供、人材の派遣、補助金の交付等の支援を行います。 |
| 2   | 市民活動への支援   | 地域に根ざしたまちづくりの実現に向けて、市民団体等の自主的・主体的に行う事業を支援します。                                     |

## (2) コミュニティ施設の機能強化

| No. | 主な取組      | 取組の内容                                                                                   |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 地域活動の場の確保 | 地域活動の場としてより多くの市民に施設を有効活用してもらえるよう、施設のバリアフリー化等の施設環境の整備を行うとともに、広報活動や利用料の見直し等を行い利用の促進を図ります。 |



## 施策 3

## 安定的な自治体経営

## 現況と課題

## ●行政

近年、行政に対する市民ニーズは多様化する傾向にあり、限られた財源で市民サービスを向上させていくためには、選択と集中の考えを明確にし、効率的・効果的な行政運営を進める必要があります。

地方分権が進展する中で、市民が暮らしやすい地域づくりを目指し、地域の実情や市民ニーズに柔軟に対応した施策を実施する体制を整備していくことが求められています。

## ●財政

本市の財政状況は、年々厳しさを増しています。また、今後は、大幅な人口増が見込めない中で、高齢化の進行に伴う保健、医療、福祉経費の増大などが予想されます。

このため、今後も自主財源の積極的な確保を図るとともに、経費の節減や事務事業<sup>1)</sup>の効率的な実施に努める必要があります。

## 基本方針

## ●行政

市民の多様で高度な需要に効率的に対応していくために、行政評価<sup>2)</sup>を導入し、総合計画、行政評価、予算編成との連携による効率的・効果的な施策、事務事業の実施に努めます。

計画的・効率的な自治体運営のために、事務事業量に応じた組織機構の柔軟な見直し、職員の資質向上、事務処理の改善などの取り組みを進めます。また、地方分権の動向を注視し、対応した体制づくりに努めます。

## ●財政

不透明な経済見通しの中で安定した財政運営を図るため、自主財源の積極的な確保を図るとともに、引き続き行財政改革を実施し、効率的な行政運営を推進します。

1) 事務事業：市が行う行政活動を目的（誰・何を対象として、どういう意図で行っているのか）ごとに区分したもの。

2) 行政評価：行政の活動を何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。

## 指標



## 経常収支比率

実績値 92.7% ▶ 目標値 90%

## 市税徴収率

実績値 95.84% ▶ 目標値 97.34%

## 市の職員数

実績値 457人 ▶ 目標値 460人

## 施策の展開

## 【計画的な行政の推進】

## (1) 行政運営の改善

| No. | 主な取組     | 取組の内容                                                                                                     |
|-----|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 行政評価の実施  | 行政評価を導入し、基本計画の進行管理をするとともに、施策達成に向けての取り組みにも反映させることで、効率的・効果的な事業の実施に努めます。                                     |
| 2   | 行政改革の推進  | 行政改革大綱 <sup>1)</sup> に基づき行政改革の推進を図ります。                                                                    |
| 3   | 文書管理の適正化 | 文書の電子化に適切に対応した、文書管理全体の仕組みづくりを検討します。                                                                       |
| 4   | 市有財産の管理  | 市有財産の適切な管理を行い、処分も含めた有効活用を図ります。また、指定管理者制度 <sup>2)</sup> を活用し、民間のノウハウを活用した施設機能の効率的・効果的な運営や民間的なサービスの提供に努めます。 |
| 5   | 公金の適正管理  | 公金の出納処理が適正に行われるよう管理指導に努めます。                                                                               |
| 6   | 予算執行の適正化 | 予算の執行が適切に行われているか内容の確認・審査を行うことで執行の適正化に努めます。                                                                |

1) 行政改革大綱：行政改革推進の基本方針や改革推進項目など、行政改革の指針となるもの。

2) 指定管理者制度：公共施設の管理・運営を民間企業や団体などに委託することで、市民サービスの向上やコスト削減を図る仕組みのこと。

施策の展開

【計画的な行政の推進】

(2) 組織機構の充実

| No. | 主な取組       | 取組の内容                                          |
|-----|------------|------------------------------------------------|
| 1   | 職員の資質向上    | 庁内研修の充実や各種研修情報を周知により、幅広く研修機会を確保し、職員の資質向上に努めます。 |
| 2   | 人事管理の適正化   | 定員管理と人事配置の適正化に努めます。                            |
| 3   | 職員の健康増進と支援 | 職員の健康管理や福利厚生の実施などに努めます。                        |

(3) 事務処理の改善

| No. | 主な取組        | 取組の内容                                    |
|-----|-------------|------------------------------------------|
| 1   | 市民窓口サービスの向上 | 市民サービスの向上を図るため、窓口業務をはじめとしたサービス向上に努めます。   |
| 2   | 事務処理の改善     | 事務処理について、必要に応じ改善し、事務の効率化を図ります。           |
| 3   | 情報システムの活用   | 情報システムを活用し、市民サービスの向上や効率的な事務処理体制の確立に努めます。 |

(4) 分権自治への対応

| No. | 主な取組     | 取組の内容                                                |
|-----|----------|------------------------------------------------------|
| 1   | 分権自治への対応 | 地方分権にかかわる権限移譲などに対応し、効率的な行政を運営するため、適正な組織運営と人員配置を図ります。 |



## 【健全な財政運営】

## (1) 財源の確保

| No. | 主な取組      | 取組の内容                                                                                       |
|-----|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 自主財源の確保   | 自主財源の中心となる市税を確保するために、課税客体の適正な把握に努めるとともに、徴収率の向上に努めます。また、有料広告、県税徴収事務、県収入証紙売捌きなどを行い財源の確保に努めます。 |
| 2   | 地方債の適切な活用 | 地方債 <sup>1)</sup> については将来の負担能力を十分検討し、適正な債務の管理・活用に努めます。                                      |
| 3   | 資金の計画管理   | 資金計画を立て、公金の管理運用を図ります。                                                                       |

## (2) 財政運営の効率化

| No. | 主な取組        | 取組の内容                                                                                                                |
|-----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 効率的な事務事業の実施 | 基本計画の施策を達成するために、計画的に事務事業 <sup>2)</sup> を推進します。また、行政評価 <sup>3)</sup> などとも連携し、計画的・効率的な執行に努めます。                         |
| 2   | 基金の適切な運用    | 基本計画の施策を達成するために、中長期的な事業計画に合わせて、特定目的基金 <sup>4)</sup> の適切な積立てに努めます。また、財政状況の変動に対応するため、適切な財政調整基金 <sup>5)</sup> の確保に努めます。 |

1) 地方債：地方公共団体が債券の発行を通じて行う借金により負う債務。

2) 事務事業：市が行う行政活動を目的（誰・何を対象として、どういう意図で行っているのか）ごとに区分したもの。

3) 行政評価：行政の活動を何らかの統一的な視点と手法によって客観的に評価し、その結果を行政運営に反映させること。

4) 特定目的基金：各種事業などの特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金。

5) 財政調整基金：財政の健全な運営を図るため、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源等に充てるための基金。地方財政法で設置が義務づけられている。

## 施策 4

## 広域との連携

## 現況と課題

地方分権が進む中で、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが必要であり、今後も新たな行政課題や複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するためにも、近隣市町との広域的な連携をしていく必要があります。

また、成田国際空港周辺自治体等における広域的な取り組みが進められており、本市もその構成団体として、役割と責任を担っていく必要があります。

## 基本方針

市民の生活圏の広域化に対応するため、関係市町と連携を強化し、行政サービスの向上を図るとともに、機能的で一体感のある広域行政<sup>1)</sup>の推進に努めます。

また、成田国際空港周辺自治体等における広域的な取り組みに積極的に参加し、役割と責任を担う取り組みを進めます。



1) 広域行政：共通の行政課題を処理するために、広域の行政単位を設けて行政を行うこと。

実績値（平成21年度）、目標値（平成27年度）

指標



## 連携して行っている事業数

実績値

7件



目標値

9件

## 施策の展開

## (1) 広域行政の推進

| No. | 主な取組             | 取組の内容                                                                    |
|-----|------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 広域的な取り組みへの参加     | 印旛郡市広域市町村圏事務組合 <sup>1)</sup> をはじめとした、広域的な取り組みに積極的に参加し、効率的・効果的な取り組みを進めます。 |
| 2   | 成田国際空港周辺自治体等との連携 | 成田国際空港周辺自治体等と連携し、成田国際空港のポテンシャルを最大限に活かした地域振興を推進します。                       |



1) 印旛郡市広域市町村圏事務組合：印旛郡市で事務を共同処理することを目的とした組合。

